

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都恩給給与規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部制度企画課) ……一
- 雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

告示

- 都市計画の変更(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) ……一
- 都市計画の決定(二件)……………(同) ……二
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……二

公告

- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課) ……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(三件)……………(同) ……四

規則

東京都恩給給与規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百号

東京都恩給給与規則の一部を改正する規則

東京都恩給給与規則(昭和二十四年東京都規則第十号)の一部を次のように改正する。第二十四条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「の戸籍謄本」の下に「又は戸籍抄本」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五百号

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則(昭和三十年東京都規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「または」を「又は」に改め、「請求書」の下に「、請求者の戸籍謄本又は戸籍抄本(死亡したる給付を受ける権利のある者の死亡当時の請求者の身分関係を明瞭にすることができるもの)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千三百八十一号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)

第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十九年九月五日付で同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の

規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都
市再生特別地区
(八重洲二丁目
中区)

追加する部分

二 関係図書の縦覧
場所 東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千三百八十二号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十九年九月五日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第七号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画都
市再生特別地区
(虎ノ門・麻布
港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目
及び六本木三丁目各地内)

台地区)

二 関係図書の縦覧

場所 東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千三百八十三号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十九年九月五日付けで同法第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の決定がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第七号)第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画地
区計画
三田三・四丁
目地区地区計
画 港区三田三丁目及び三田四丁目各地
内

二 関係図書の縦覧

場所 東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千三百八十四号

東京圏国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦

略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、平成二十九年九月五日付けで同法第七項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都市計画地区計画の決定がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第七号)第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

東京都市計画地
区計画
虎ノ門・麻布
台地区地区計
画 港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及
び六本木三丁目各地内

二 関係図書の縦覧
場所 東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二
十一階北側)

●東京都告示第千三百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

公 告

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九 年八月二十 五日	青梅市新町八 丁目二十四番 二十八 幅員 四・五〇

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市若葉町三丁目三十三番 武蔵野市境二丁目二番二号
 二、同番三、三十六番十三及 株式会社飯田産業
 び同番十七 代表取締役 兼井 雅史

立川市西砂町五丁目二番八 武蔵野市境二丁目二番二号
 株式会社飯田産業
 代表取締役 兼井 雅史

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年九月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市下里一丁目千七百三十三番一、同番一地先及び千八百三十三番二十三
 府中市紅葉丘三丁目五十二番一、同番一地先及び同番四十四番地五
 株式会社ライ企画
 代表取締役 齊藤 誠治

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)」「(二)住所(団体にあつては所在地)」「(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)ダイワロイネットホテル
 有明南K区画計画

二	店舗所在地	江東区有明三丁目一番七十一ほか
三	設置者名	ダイワロイナル株式会社
四	設置者住所	千代田区飯田橋二丁目十八番二号
五	小売業を行う者の氏名又は名称	未定
六	新設をする日	平成三十年八月一日
七	店舗面積の合計	千九百七十一平方メートル
八	駐車場の位置及び収容台数	店舗内 六十四台
九	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内 九十五台
十	荷さばき施設の位置及び面積	店舗中央 七十七平方メートル
十一	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗中央 十一・五六立方メートル
十二	小売業を行う者の開店時刻	午前八時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業
十三	小売業を行う者の閉店時刻	午前零時。ただし、一部店舗のみ二十四時間営業
十四	来客が駐車場を利用することができる時間帯	二十四時間
十五	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	一箇所 店舗南側
十六	荷さばき施設において荷さばきを行うことがで きる時間帯	二十四時間
十七	届出日	平成二十九年八月二十九日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

<p>十九 縦覧期間 平成二十九年九月十二日から平成三十年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十九年九月十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 川島ビル 二 店舗所在地 稲城市東長沼五百十四番地の三 三 設置者名 有限会社川利商事 四 設置者住所 稲城市東長沼五百三十番地</p>	<p>一 号)</p>
<p>五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエー</p> <p>六 変更前の小売業者の代表者名 村井 正平</p> <p>七 変更後の小売業者の代表者名 近澤 靖英</p> <p>八 変更日 平成二十七年二月一日</p> <p>九 届出日 平成二十九年八月二十一日</p> <p>十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十一 縦覧期間 平成二十九年九月十二日から平成三十年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を</p>	<p>添えて、平成二十九年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十九年九月十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 川島ビル 二 店舗所在地 稲城市東長沼五百十四番地の三 三 設置者名 有限会社川利商事 四 設置者住所 稲城市東長沼五百三十番地</p>
<p>添えて、平成二十九年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十九年九月十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 川島ビル 二 店舗所在地 稲城市東長沼五百十四番地の三 三 設置者名 有限会社川利商事 四 設置者住所 稲城市東長沼五百三十番地</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前七時</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前六時三十分</p> <p>七 変更前の閉店時刻 午後十一時</p> <p>八 変更後の閉店時刻 翌午前二時</p> <p>九 変更前の来客が駐車場を利用することができるとがする時間帯 午前六時四十五分から午後十一時十五分まで</p> <p>十 変更後の来客が駐車場を利用することができるとがする時間帯 午前六時から翌午前二時三十分まで</p> <p>十一 変更日 平成二十九年九月七日</p> <p>十二 届出日 平成二十九年八月二十一日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十九年九月十二日から平成三十年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を</p>	<p>添えて、平成二十九年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十九年九月十二日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 川島ビル 二 店舗所在地 稲城市東長沼五百十四番地の三 三 設置者名 有限会社川利商事 四 設置者住所 稲城市東長沼五百三十番地</p>

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第四項及び法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 品川プリンスホテル
- 二 店舗所在地 港区高輪四丁目十番三十号
- 三 設置者名 株式会社プリンスホテル
- 四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目十六番十五号
- 五 変更前の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二十三平方メートル
- 六 変更後の荷さばき施設の位置及び面積 店舗内ほか 五十五平方メートル
- 七 変更前の廃棄物等 店舗内 七十六・一一立方メートル

の保管施設の位置及び容量

八 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 七十六・五七立方メートル

九 変更前の開店時刻 午前八時

十 変更後の開店時刻 午前八時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業

十一 変更前の閉店時刻 午後十時

十二 変更後の閉店時刻 午後十時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業

十三 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時三十分まで

十四 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間

十五 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

十六 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間

十七 変更日 平成二十九年八月二十八日ほか

十八 届出日 平成二十九年八月二十四日

十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十一 縦覧期間

平成二十九年九月十二日から平成三十年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001